

# 【秋田県版】訪日外国人の病気・けがの際の対応フロー

発熱や呼吸器症状、倦怠感などの新型コロナウイルス感染症が疑われる症状ですか？

はい

いいえ

## ① 新型コロナウイルス感染症関連

### ① 相談窓口にご相談（発熱などの症状出現後、速やかに）

ア) あきた旅のサポートセンター（外国語対応専用ダイヤル）

【電話番号】018-838-0225 【開設時間】9:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）

【対応言語】英語

イ) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（Aの開設時間外はこちらに連絡ください）

【電話番号】0120-565-653 【開設時間・対応言語】土日祝日を含む毎日

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00～21:00、タイ語：9:00～18:00、ベトナム語：10:00～19:00



### ② 必要に応じて医療機関を受診

医師の判断により、必要に応じて検査が実施されます。

（検査結果陰性）

### ③ 検査後の対応

→陽性であった場合、療養場所をご自身で確保して、療養を開始してください。

→旅行の同行者は、ご自身が濃厚接触者※2に該当するか確認してください。もし、濃厚接触者に該当する場合は、待機するようにしてください。

（検査結果が陽性）

### ④ 【陽性者】 入院（10日間）・療養（7日間）※1



陽性となった場合の入院医療費については、自治体から陽性者に対し、加入している民間医療保険の補償額の範囲内で自己負担を求められます。

### ④ 【濃厚接触者】 待機（5日間）※2



健康観察はセルフチェックを行い、症状出現時は①ア)の相談窓口ご連絡してください。

### ④ 【検査結果が陰性】 【濃厚接触者以外】 旅行継続



有症状者は検査が陰性であっても、健康観察の継続と感染対策の徹底をお願いします。

## ② ①以外の病気・けが

### ① 医療機関を受診

症状等に応じた医療機関を受診してください。以下のサイトにおいて、外国人受入れが可能な医療機関を検索できます。



[https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html)

## 医療以外のお問い合わせ窓口

日本政府観光局「Japan Visitor Hotline」

【電話番号】050-3816-2787

<365日・24時間対応（日・英・中・韓）>

### ※1：陽性者の療養期間

→入院している場合は、発症から10日間経過し、かつ、症状軽快72時間経過した場合に、11日目から解除が可能となります。

→症状がある場合は、症状が出た日から7日間以上経過、かつ症状軽快から24時間以上経っていれば、検査なしで解除が可能となります。

→症状がない場合は、陽性が確定した検体の採取日を起点に7日間（5日目に検査キットで陰性を確認した場合は5日間経過後（6日目））を経過した場合には8日目に解除が可能となります。

### ※2：濃厚接触者の定義と待機期間

→濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距离で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

→濃厚接触者かどうかは、「概ね1m以内・15分以上」といった感染者との接触距離・接触時間のほか、マスクの着用の有無等を加味したうえで判定しています。

→秋田県においては、旅行者等の濃厚接触者の特定を行いませんので、ご自身で判断してください。

→濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から5日間（6日目解除）ですが、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。

医療費の不払いの経歴がある外国人は、以降の日本への入国を拒否される可能性がありますのでご注意ください。